

平成 29 年「横手の送り盆まつり」ポスターデザインコンペ実施要領

1. 募集作品 『横手の送り盆まつり』をテーマとしたデザイン

【参考：横手の送り盆まつりの由来】

先祖の御霊を弔う『横手の送り盆』は江戸時代の中期過ぎ、大飢饉の時に亡くなった人を供養するため屋形舟を作り、川原に繰り出して霊を供養したのが始まりと伝えられている。現在は盆踊りや花火といった要素を加え、多くの観光客を魅了している。近年は「ねむり流し」「市民盆踊り・屋形舟鑑賞会」「花火ショー」をあわせ、およそ10万人もの観光客が訪れる横手の夏を代表する一大行事になっている。

2. 印刷予定物 ①ポスター（B2版） 400部
 ②ガイドパンフレット（A4版） 15,000部
ポスターは県内外の観光施設、公共施設、道の駅、市内商店等へ掲示され、ガイドパンフレットは市内の各世帯へ配布されます。
3. 必須記載事項 下記の文言は必須記載事項とします。
 - ①イベント名 「秋田県指定無形民俗文化財 横手の送り盆まつり」
 - ②開催地 「秋田県横手市」
 - ③日程 「8月6日（日） ねむり流し（小舟繰り出し）」
 「8月15日（火） 市民盆おどり」
 「8月16日（水） 屋形舟繰り出し・花火ショー」
 - ④問合せ先 次の文言を下部に記載してください。
 「お問合せ(一社)横手市観光協会 TEL0182-33-7111」
4. 募集対象者
 - ①横手市在住の個人
 - ②横手市内に事務所を構える印刷会社、デザイン会社等に勤務するデザイナー
5. 応募名義 作品の応募名義人は、会社、個人を問いません。採用報奨は、応募名義人に支払われます。
6. 募集締切 平成 29 年 6 月 9 日（金）午後 3 時（必着）
7. 応募点数 何点でも応募することができます。
8. 提出形式 ①B2版サイズ、または、B4版サイズでカラー印刷すること。
 ②裏面に別添の出展票を貼りつけること。
9. 採用報奨 10万円（不採用の場合は無報奨）
 （印刷にあたっての一部デザインの変更も含む）

10.作品の著作権 採用作品の著作権は、(一社)横手市観光協会へ帰属するものとします。

11.写真を使用する場合の注意

参考資料として、送り盆まつりの写真を無料で提供します。必要な方は(一社)横手市観光協会 (Tel0182-33-7111) までご連絡ください。(写真の使用の有無は、審査に影響しません。) その他使用料等の発生する写真の費用については、出品者の負担となります。

12.審査結果の通知方法等

6月中旬に審査を行い、結果は文書で通知します。

13.審査基準

下記4点を主な審査基準とします。

- ①例年にないデザインの斬新さ (近年のポスターとイメージの重複するような構成ではないものとする)
- ②勇壮なぶつけ合いが繰り広げられる屋形舟、横手の夏の夜を彩る花火ショーなど、送り盆まつりの雰囲気が表現されているか、臨場感があるか
- ③見た目のインパクトがあり、市外または県外からでも足を運びたいような、人の目を引きつけるデザインであるか
- ④外国人観光客や、若い世代への訴求力のあるデザインであるか

14.その他

採用作品は、印刷にあたり一部デザインの変更することがありますのでご了承ください。印刷については、送り盆まつり協賛企業より別途発注先を決定します。なお、出展作品は下記日程で一般公開を行います。展示を希望しない場合は、別添の出展票にてその旨をお知らせください。

【ポスターコンペ応募作品展示(予定)】

展示期間 : 平成29年6月18日(日)~30日(金)

展示場所 : 横手駅東口観光案内所

15. 提出先

(一社)横手市観光協会 事務局

〒013-0023 横手市中央町8-12 (かまくら館)

担当: 小西・木下

(電話) 0182-33-7111 (FAX) 0182-33-7113